

事務連絡
令和2年3月5日

関係各位

今治市総務部契約課長

市内での新型コロナウイルス感染者の確認に伴う
市発注工事・業務における対応について

市発注工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、先般、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年3月5日付け事務連絡）により、工事従事者に感染が確認された場合には、受注者の意向により中止の検討を行う旨の通知を行ったところです。

しかしながら、3月2日、県内で初めて感染者が確認されたことから、更なる感染拡大防止に向けた喫緊の対応が必要となっています。

つきましては、次の対応につきまして、趣旨を御理解のうえ、会員各位に周知及び協力の呼びかけをしていただきますようお願いいたします。

記

- 工事及び業務の一時中止または工期の延長を検討される場合は、各業者から監督員を経由して契約課へ御相談ください。
- 市発注工事及び業務において、感染者の情報があった場合など、必要に応じて、元請業者を通じて、下請業者分も含めた作業員名簿（今治市土木工事共通仕様書1-1-1-44）の提示を請求させていただきますので、その際には、直ちに最新の状況確認や提示ができるよう整理しておいていただきますようお願いいたします。
- 工事等従事者に感染者等が確認された場合は、直ちに監督員を経由して契約課に御報告ください。なお、感染者が発生したことにより、工事中止措置等を行う場合であっても、工事施工に関して、不利益は一切生じませんので、念のため申し添えます。

(問い合わせ先)
今治市総務部契約課
工事契約係
TEL:0898-36-1560 (直通)